

紙ごみ分別で スッキリ



新年度や新学期に向けて、書類などの整理をされる方もおられるかと思いますが、この時期に出そうなおみの中で、「リサイクルできる紙ごみ」は、いなくなったりノート、コピー用紙やプリント用紙類、読み終わった雑誌やマンガ本などです。これらは、「その他古紙」として出すことができます。まとめてヒモで十字にしばるか、紙袋に入れて、各支所などに設置している「資源ごみ回収所」へ出してください。

また、メモ用紙などの小さな紙ごみも「その他古紙」として出すことができます。本などに挟んだり、封筒に入れたりするとバラバラにならず、まとめて出すことができます。

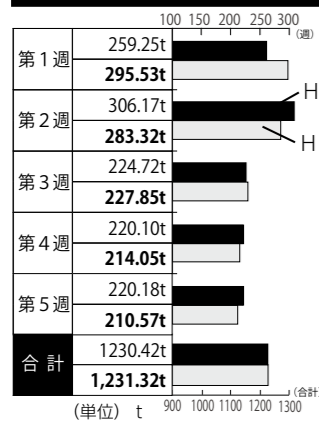
紙ごみ分別で新年度・新学期に備えましょう

紙ごみの分別方法を再確認。次の種類に分けて出しましょう！

- ①新聞紙
- ②段ボール
- ③飲用紙パック
- ④シュレッダー紙
- ⑤その他古紙 (一例)



1月の 燃やせるごみの収集量



環境センターに収集された「燃やせるごみ」は、1月の収集量が前年度同月に対して **0.9t (0.1%)** 増加しました。

引き続き、環境センターの負荷軽減と循環型社会形成のため、より一層のごみ分別・減量にご協力ください。

2月16日までの 補助金申請受付状況

- 電気式生ごみ処理機 805件
- コンポスト 418件
- 事業所用 (大型) 生ごみ処理機 16件

支援制度

- 育児・介護のために仕事を休める
- 短時間勤務ができる
- 時間に一定の制限を設ける
- 子どもの病気の看護のために仕事を休める
- 介護が必要な日に仕事を休める

市民協働課 ☎(25) 8526



例えば・・・

- 制度や社内規定を社員に広く周知する
- 制度利用や休業後の職場復帰について相談できる窓口を作る
- 休業中の社員にメール等で社内情報を提供する

まずは、「帰りにくい雰囲気を作らないようにする」など、毎日のことから仕事と生活の両立が可能な職場の風土づくりに取り組んでいきたいと思います。



の両立のために

相談窓口から ともほい!ニッコリ

☆消費生活相談は【消費者ホットライン ☎188】へ音声ガイダンスが流れ郵便番号を入力すると、最寄りの相談窓口につながります。つながった時点から通話料金がかかります。

電力の小売自由化が始まります。よく理解して契約を！ 便乗商法にも気をつけて！

これまでの、地域で決まった電力会社しか利用できませんでしたが、4月1日から家庭でも自由に電気の購入先や料金メニューを選べるようになります。正確な情報を収集して、よく理解してから契約しましょう。

- 事例**
- ① 知らない電力会社から「うちと契約すれば電気を安く提供できる」と電話がかかってきた。
 - ② 訪問してきた事業者「電力自由化になる前に太陽光発電システムを設置して、電気を売ればもうかる」と高額な工事を勧められた。

ひとこと 助言

- 「電気料金が安くなる」と勧誘された際は、よく確認しましょう。例えば・・・
 - どのような条件で安くなるのか。
 - 電気以外の商品、サービス契約のセット料金や割引になっていないか。対象期間はあるか。
 - 契約期間はいつからいつまでか。
 - 契約期間内に解約する場合に制約はあるか。解約手数料は発生するか。など
- 自分で電力の小売自由化について情報収集をしましょう。
- 小売電気事業者は登録制になっています。登録業者であるか、居住地为供給地に該当するかを確認しましょう。
- 電力の小売自由化に便乗した太陽光発電システムや蓄電池などの勧誘も行われています。小売自由化と直接関係のない契約は、その必要性についてよく考えましょう。
- 何もしない場合は、現在契約している電力会社から今までどおり電力が供給されます。

生活相談課 ☎(25) 8125